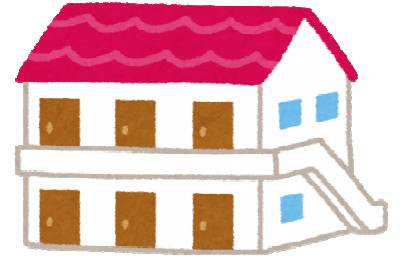


# 雲仙市若者Uターン家賃補助金のご案内

雲仙市では、若者（18歳以上35歳以下）の転入による地域の活性化を促進するため、若者を世帯員に含む世帯（単数・複数）が市内に転入したときの民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します。

**※転入届出日から90日以内に申請が必要です。**



対象世帯	平成30年4月1日から4年以内（令和4年3月31日まで）に、市外から雲仙市に転入した世帯で、市内の民間賃貸住宅について、新たに賃貸借契約を締結し、2年以上、定住する世帯。 ※転入以前1年以上、市外の住民基本台帳に記録されていた世帯。	
	<p>●単数世帯 転入者のうち18歳以上35歳以下の方が1名居住する世帯。 ※承認決定後、35歳以下の方が、新たに市外から転入、または出生した場合には、複数世帯とします。</p>	<p>●複数世帯 転入者のうち35歳以下の方が2名以上居住する世帯。 ※承認決定後、35歳以下の方が、市外へ転出等により1名となった場合には、単数世帯とします。</p>
住宅要件	新たに賃貸借契約を締結した市内の民間賃貸住宅。 ただし、以下の住宅を除きます。 ・市営住宅等の公的賃貸住宅 ・世帯員の3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅	
補助金額	家賃から世帯員全員の住宅手当を控除した額の2分の1。 ※ただし、家賃は管理費、共益費、駐車場使用料を除く	
	限度額：月額1万5千円	限度額：月額2万5千円
補助期間	承認決定日の翌月から起算して連続した24月	
その他	転入後、市内の自治会への加入が必要です	

**最大60万円!**



## 【お問合せ先】

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 地域振興部 地域づくり推進課

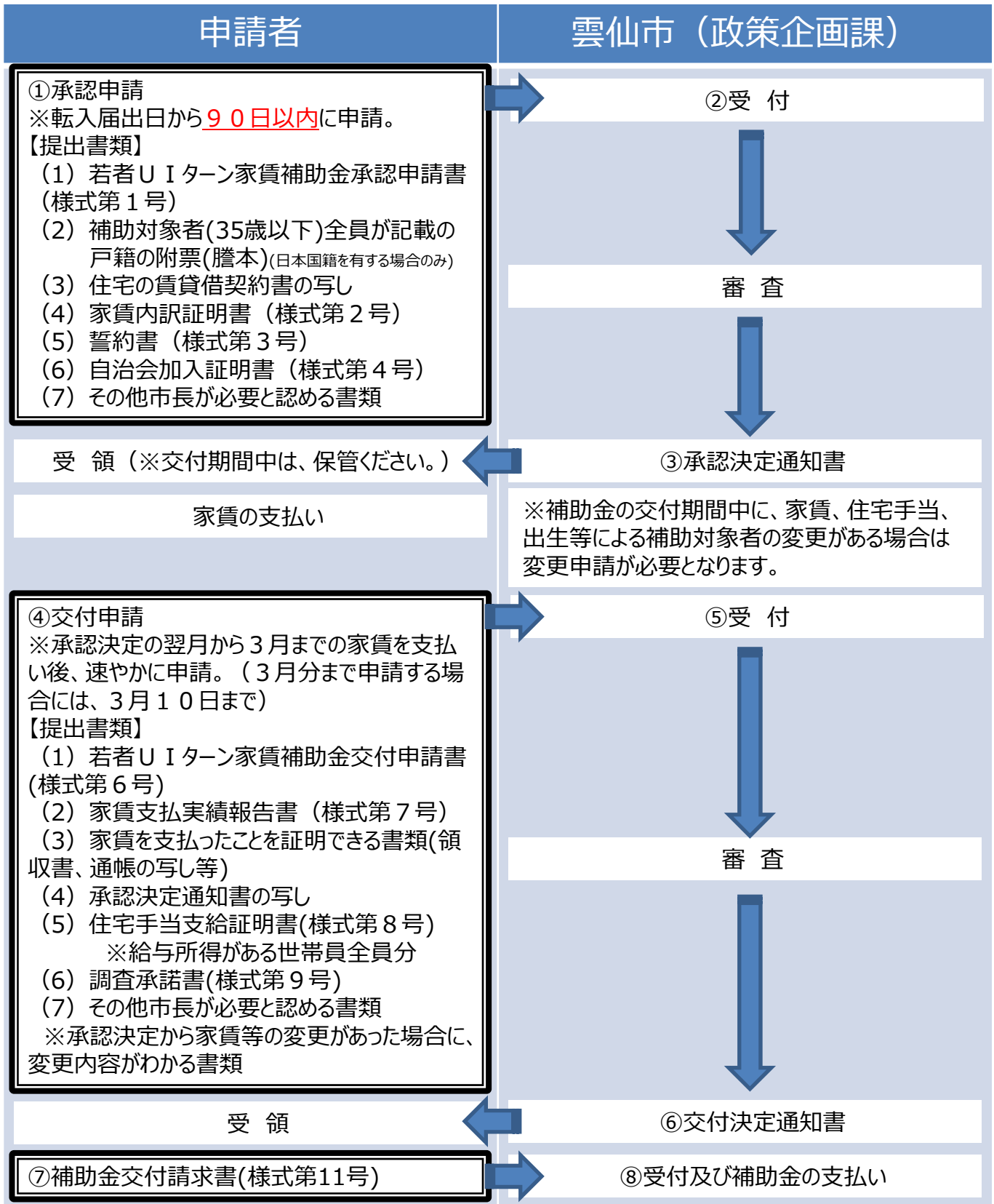
TEL 0957-38-3111

FAX 0957-38-2755

Email tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp



# 「雲仙市若者U I ターン家賃補助金」 交付までの流れ



# 雲仙市 定住促進対策事業 補助対象者確認表

雲仙市では転入される方や市内の住宅を購入される方に対して、補助制度を設けております。対象になるかどうか、下のフロー図でご確認ください。

転入後、どのような住宅に住みますか？

住宅取得購入  
(新築・中古)

アパートなどの  
民間賃貸住宅を借りる

実家や親戚の家  
公営住宅など

申請者が55歳以下  
ですか？

YES

世帯員に18歳以上35歳  
以下の方がいますか？

NO

YES

市外からの転入ですか？  
(平成30年4月1日から4年以内)

NO

YES

※転入以前1年以上、  
市外の住民基本台帳に  
記録されてた世帯。

5年以上雲仙市に  
住む予定ですか？

YES

2年以上雲仙市に  
住む予定ですか？

NO

YES

転入後、市内の自治会に加入しますか？

NO

YES

YES

住宅取得購入  
(新築・中古)の  
補助が受けられます

家賃の補助が  
受けられます

補助制度の対象にはなりません



【お問合せ先】

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 地域振興部 地域づくり推進課

TEL 0957-38-3111

FAX 0957-38-2755

Email tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp



※フローの他にも条件がありますので、詳細はお問合せください。

# 「雲仙市若者U I ターン家賃補助金」 Q & A

## Q 1) どのような人が申請できますか？

A 1) 下記のすべてを満たす方が申請できます。

- 平成30年4月1日以降に定住の意思をもって、市内に転入しているもの。  
(転入日は転入届けを雲仙市に提出した日。)
- 転入以前に、1年以上、市外の住民基本台帳に記録されていること。
- 転入時点で18歳以上35歳以下のもの。
- 転入し、2年以上、定住を誓約するもの。
- 市の自治会に加入しているもの。(自治会活動に参加いただくもの。)
- 市が実施する各施策に関する調査等に協力するもの。
- 生活保護法に規定する住宅扶助を受けていないもの。(世帯員も含む。)
- その他の公的制度による家賃補助を受けていないもの。(世帯員も含む。)
- 公務員として住居手当を受けていないもの。(世帯員も含む。)
- 暴力団員等でないもの。(世帯員も含む。)

## Q 2) どのような住宅が対象となりますか？

A 2) 下記のすべてを満たす方が申請できます。

- 転入し新たに賃貸借契約を結ぶ住宅であること。  
(平成30年1月1日以後に、民間賃貸住宅の所有者等との賃貸借契約を締結していること)
- 市営住宅等の公的賃貸住宅ではない住宅。
- 世帯に属する者の3親等以内の親族が所有または経営する住宅でない住宅。

## Q 3) 3親等以内の親族とは どの範囲ですか？

A 3)

申請者を基準として、「曾祖父母(通称：ひいおじいさん、ひいおばあさん)」、「伯父叔母(おじ、おば)とその配偶者」、「甥姪(おい、めい)とその配偶者」と妻の「曾祖父母(通称：おじいさん、おばあさん)」「伯父叔母」「甥姪」となります。

## Q 4) 補助金の額はいくらになりますか？

A 4) 賃貸借契約に定められた家賃から住宅手当等を除いた額の1/2の額となります。

ただし、単数世帯と複数世帯で上限額が異なります。

【単数世帯】月額15,000円

(転入時点で18歳以上35歳以下の者が1名居住する世帯。)

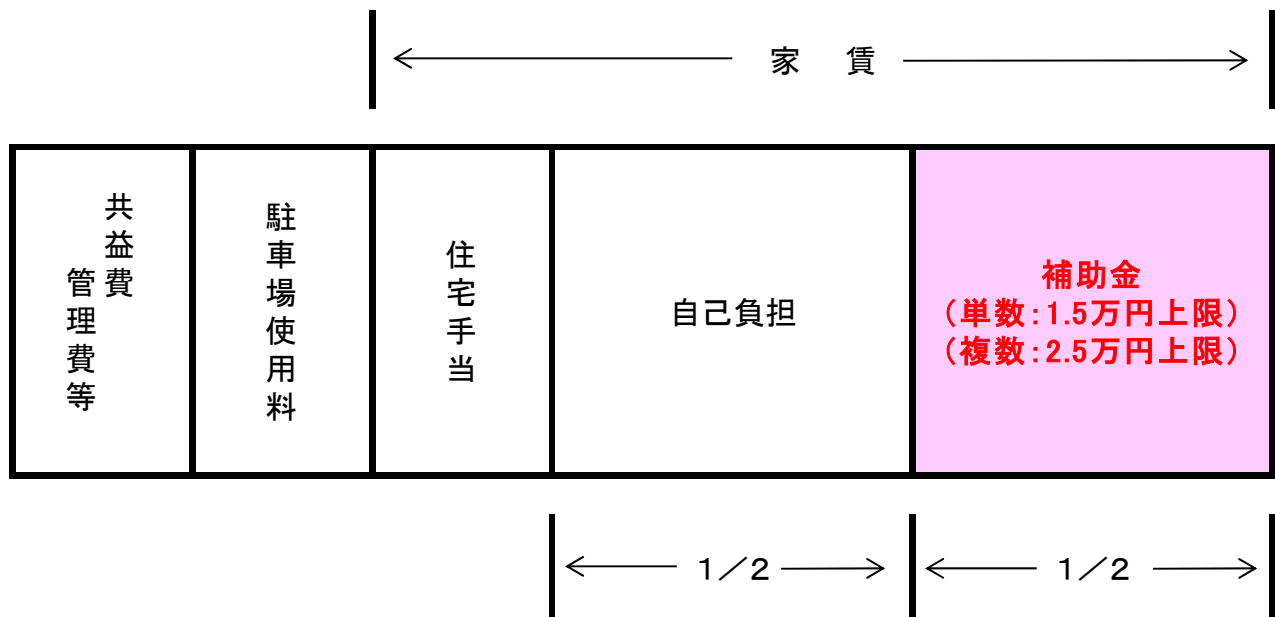
【複数世帯】月額25,000円

(転入時点で35歳以下の者が2名以上居住する世帯。(補助対象者18歳以上35歳以下の者を含む。))

家賃………管理費、共益費、駐車場使用料を除きます。

住宅手当…申請者及び世帯員が会社等から支給される家賃に対する手当。

※ (家賃 - 住宅手当等) × 1/2 の額に、1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。



【家賃が4.5万円、住宅手当1万円の単数世帯(上限15,000円)の場合】

$$\{(家賃) 4.5万円 - (住居手当) 1万円\} \times (補助率) 1/2 = (補助金算定基礎) 17,500円$$
$$\Rightarrow (補助金額) 15,000円 ※上限$$

【家賃が6.5万円、住宅手当2万円の複数世帯(上限25,000円)の場合】

$$\{(家賃) 6.5万円 - (住居手当) 2万円\} \times (補助率) 1/2 = (補助金算定基礎) 22,500円$$
$$\Rightarrow (補助金額) 22,000円$$

※千円未満切捨て

## Q 5) 補助金の交付期間はいつからいつまでですか？

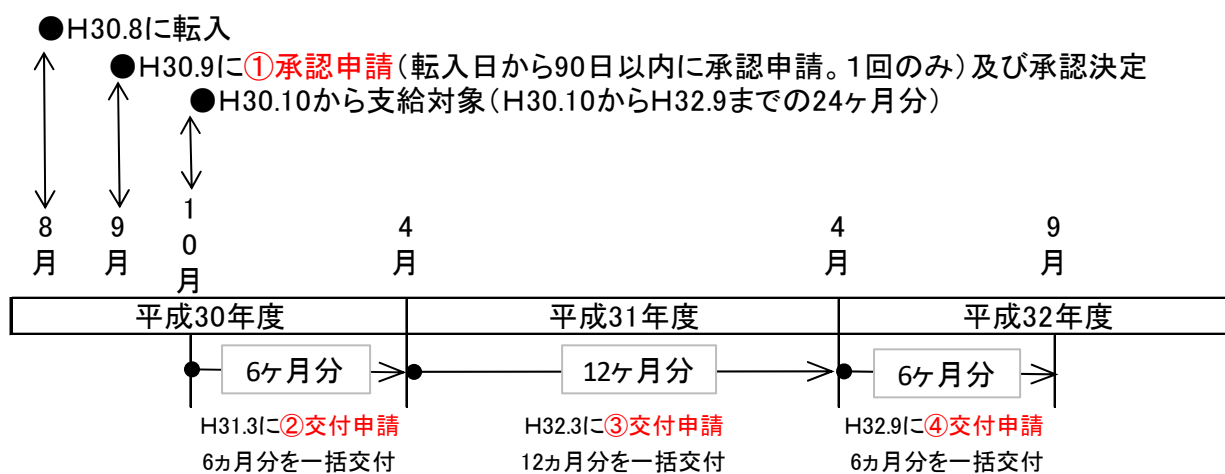
A 5) 承認決定日の翌月から起算して連続した24ヶ月（2年間）です。

補助金は申請年度ごとに、家賃の支払いを確認したうえで年度末に一括して支給します。

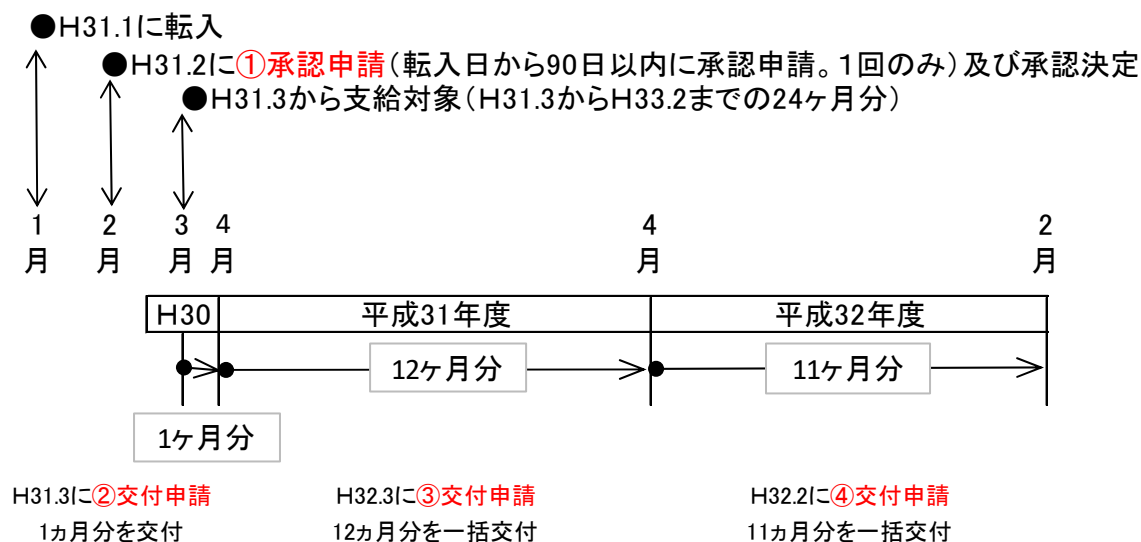
ただし、最終年度は、交付期間終了後、速やかに申請ください。

(年度とは4月から3月の一年間を言います。)

(1) 平成30年8月に転入し、9月に承認決定した場合(翌月10月から24ヶ月補助対象。)



(2) 平成31年1月に転入し、2月に承認決定した場合(翌月3月から24ヶ月補助対象。)



## Q 6) 承認申請にはどのような書類が必要ですか？

A 6) 転入した日（届出をした日）から90日以内に若者U I ターン家賃補助金承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し提出ください。

- (1) 補助対象者である申請者及びその世帯員の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）  
⇒本籍地の市町村でお取り寄せください。郵送請求することができます。  
詳しくは、本籍地の市町村の戸籍担当課にお問い合わせください。
- (2) 住宅の賃貸借契約書の写し  
⇒賃貸契約日、賃貸借期間、家賃額、契約者氏名がわかる契約書の写しを提出ください。
- (3) 家賃内訳証明書（様式第2号）  
⇒所有者等の貸主に証明をお願いし、提出ください。
- (4) 誓約書（様式第3号） ⇒誓約内容をよく確認ください。
- (5) 自治会加入証明書（様式第4号） ⇒お住まいの自治会長に証明をお願いし、提出ください。
- (6) その他市長が必要と認める書類  
⇒申請内容等に応じて必要な場合に書類の提出をいただきます。

## Q 7) 交付申請にはどのような書類が必要ですか？

A 7) 若者U I ターン家賃補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、提出ください。

※交付申請を行う時期については、Q 5) をご覧ください。

※年度末に交付申請をする場合には、3月分の家賃を2月中に支払い、3月10日までに提出。

- (1) 家賃支払実績報告書（様式第7号）
- (2) 家賃を支払ったことを証明できる書類(領収書、通帳の写し等)
- (3) 承認決定通知書の写し
- (4) 住宅手当支給証明書(様式第8号)  
⇒住宅手当等がある場合もない場合も、勤務先からの支給証明書が必要になります。  
お勤めの方は全員、勤務先で証明してもらってください。お勤めでない方は必要ありません。
- (5) 調査承諾書(様式第9号)
- (6) その他市長が必要と認める書類  
⇒承認申請決定時から、家賃の変更や単数世帯、複数世帯等の変更がある場合に、  
変更内容がわかる資料を提出ください。  
(出生や転入等により、世帯員が増えた場合には、直近の住民票など)



**Q 8) 承認申請後に家賃の変更があった場合、変更は可能ですか？**

A 8) 家賃が変更した場合には、変更承認申請が必要となり、変更内容がわかる資料を添付し申請ください。  
変更となった金額で補助金を算定します。

**Q 9) 承認決定後、他の賃貸住宅へ転居した場合には、補助金の対象となりますか？**

A 9) 対象となります。  
ただし、最初に承認決定した日の翌月から起算して連続した2 4ヶ月（2年間）の範囲内となります。  
新たに契約した契約書類など変更内容がわかる資料を交付申請の際に、添付し申請ください。

**Q 10) 単身世帯や複数世帯に変更が生じた場合、補助金額の変更となるタイミングはいつですか？**

A 10) 補助金額の算定をする場合、  
単身世帯、複数世帯へ変更となる場合、変更世帯となった事由が発生した翌月から、  
補助金の額を変更します。

**Q 11) 市外へ転出した場合、どうなりますか？**

A 11) 資格喪失により、補助対象外となります。  
その場合、既に補助金を交付している場合には、補助金の返還を命ずることになります。  
また、その他、補助金の対象要件を欠いた場合や、提出した書類に偽り、不正があった場合には、  
同様に補助金の返還を命ずることとなります。